

平成 2 0 年 度

第 4 回 大垣市都市計画審議会会議録

(平成 2 1 年 2 月 2 0 日)

平成20年度 第4回 大垣市都市計画審議会会議録

平成20年度第4回大垣市都市計画審議会を、平成21年2月20日（金）市役所3階合同委員会室において開催した。

その次第は、次のとおりである。

- 議 題
- 1 大垣都市計画駐車場（自動車駐車場）の変更について
 - 2 大垣都市計画公園の変更について
 - 3 大垣都市計画ごみ処理施設の名称の変更について

本日の委員の出欠席は、次のとおりである。

出席委員

藤垣副会長、車戸委員、三輪委員、笹田委員、石田委員、岩井哲二委員、長澤委員、田仲委員、羽賀委員、丸田委員、熊崎委員、高木委員

欠席委員

岩井豊太郎委員、鶴田委員

本日の会議出席者は、次のとおりである。

| | |
|----------|-------|
| 都市計画部長 | 近藤 茂 |
| 都市計画課長 | 安田 浩二 |
| 生活安全課長 | 川瀬 修平 |
| 都市施設課長 | 山本 敏廣 |
| 水道課対策官 | 高木 悟 |
| 生活安全課長補佐 | 高橋 良美 |
| 都市施設課長補佐 | 伊藤 隆司 |
| 都市計画課係長 | 奥田 卓己 |
| 都市計画課係長 | 河瀬 良康 |

本日の書記は、次のとおりである。

| | |
|---------|-------|
| 都市計画課主任 | 森井 信悟 |
| 都市計画課主事 | 細田 新二 |

(開会時刻 午後 1 3 時 0 0 分)

事務局
(都市計画課長)

皆様、ご多用の中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。時間となりましたので、只今から平成20年度第4回都市計画審議会を開催させていただきたいと存じます。私は都市計画課長の安田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず始めに、本日は、鶴田委員さんの1名が御都合によりご欠席でございます。また、岩井豊太郎委員さん、熊崎委員さんが若干遅れられると伺っております。

また、1月31日をもちまして、黒川委員さんから辞任届が出されておまして、委員の1名が欠員ということでございます。

委員さんの2分の1以上のご出席をいただいておりますので審議会設置条例の規定に基づき、審議会は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、諮問者でございます市長に代わり、都市計画部長の近藤より、ごあいさつを申し上げます。

事務局
(都市計画部長)

皆様、改めましてこんにちは。

本日は大変お忙しいところ、またお足もとの悪いなか、大垣市都市計画審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより本市の都市計画行政をはじめといたしまして、市政全般にわたりましてご支援、ご協力を賜っておりますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

本日の審議会でございますが、駐車場整備計画の見直しに伴い、自動車駐車場であります水門川駐車場を廃止する都市計画駐車場の変更。また、緑園水源地の改築整備に伴います、東公園の区域を変更する都市計画公園の変更。そして、都市計画施設名称の変更、の3件が議題となっております。ご審議いただく予定でございます。よろしくお願いいたします。

なお、会議に先立ちまして、平成20年度第2回及び第3回、即ち前回、前々回の審議会におきましてご審議いただきました案件のその後の経過につきまして、ご報告をさせていただきたいと存じます。

株式会社セイノーマテリアルの一般廃棄物処理施設建築許可申請に係るものでございます。建築基準法第51条ただし書き許可につきましては、平成20年11月10日付けにて、特定行政庁であります大垣市が許可をしております。ただし、審議会におきましてご意見を賜りました地元自治会への対応につきましては、セイノーマテリアルより、一般廃棄物を取り扱うことに関する地元への説明および地元の了承を得た旨の報告書が提出されております。

また、大垣市景観計画(素案)でございますが、これにつきましては、皆様からいただきましたご意見、ご要望を市長への答申に付記させてい

いただきました。なお、「大垣市景観計画」につきましては、平成20年12月26日に決定の告示をさせていただいております。

また、鶴見ポンプ場の新設などの大垣都市計画下水道の変更につきましては、平成21年1月9日付けにて都市計画決定をさせていただいております。

なお、先ほどご報告させていただきましたが、黒川博様につきましては、平成10年6月1日から6期、10年8か月に渡りまして都市計画審議会委員にご就任頂き、また、平成13年2月19日から5期に渡りまして、都市計画審議会の会長にご就任頂いておりましたが、岐阜経済大学の学長改選に伴いまして、平成21年1月31日付けにて都市計画審議会委員を辞任されましたことをご報告申し上げます。

また、委員の皆様には、引き続き、審議会委員といたしまして、本市の都市計画にご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局
(都市計画課長)

それでは、黒川委員の辞任に伴いまして、会長が不在となっております。本来でございますれば、ここで皆様方に「会長の選任」ということで、お願いするところでございますが、規定では、学識経験者の中から会長を選任することになっておりまして、学識経験者である鶴田委員さんが本日ご欠席であること、それから、後ほどご説明させていただきたいと存じますが、この4月から、審議会の組織改編を検討いたしておりまして、本審議会では会長選任を行わず、都市計画審議会設置条例第5条第4項にございます、副会長が代理をするということで、副会長の藤垣様に会長の職務を代理いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

事務局
(都市計画課長)

ありがとうございます。

それでは、最初にお断り申しますが、第1号議案終了後に議案内容の関係で、説明職員は事前の退出をお許しいただきたいと存じます。

これからの進行は、藤垣副会長様にお願いしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

藤垣副会長

ご紹介にあずかりました、委員の藤垣でございます。よろしくお願いいたします。

みなさん、こんにちは。大変お忙しい中、審議会にご出席いただきまして、誠にご苦労様でございます。それでは、会長の職務を代理いたしまして、議事を進行させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず始めに、本日の会議録署名者でございますが、笹田トヨ子委員さ

んと、丸田斉委員さんのお二人にお願いいたしたいと存じます。どうぞ
よろしくお願いいたします。

次に、本日の審議会におきまして、さんが傍聴したいという
希望がございますが、これにつきまして、可としてよろしゅうございます
でしょうか。

(「異議なし」との声あり)

藤垣副会長

異議なしということでございますので、それでは、傍聴につきまして
許可いたしたいと思えます。

それでは、本日の議案の審議に入りたいと存じます。本日は3件の議
案がございます。

まず、第1号議案といたしまして、平成21年2月20日付け20都
第491号で諮問がございました「大垣都市計画駐車場(自動車駐車場)
の変更について」を議題といたしたいと思えます。事務局から説明をお
願いいたします。

事務局

(生活安全課長)

生活安全課長の川瀬でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案の「大垣都市計画駐車場(自動車駐車場)の変
更について」ご説明をさせていただきます。

お手元の議案資料の2ページをご覧くださいと存じます。今回の
審査をお願いいたしております諮問書でございます。

続きまして3ページでございますが、都市計画駐車場の変更内容でご
ざいます。将来の駐車需要の見通しから、適切な都市施設の配置バラン
スを考慮いたしまして、大垣都市計画駐車場から4号水門川駐車場の廃
止を行うものでございます。

続きまして4ページをお願いいたします。廃止予定の水門川駐車場は
面積が約580平方メートル、駐車台数は180台でございます。

5ページが廃止にいたしました理由書でございます。この内容につき
ましては、後ほどご説明させていただきます。

次に6ページですが、「都市計画駐車場変更前後対照表」でございま
す。市内には市営駐車場が7か所ございますが、そのうち4か所が都市
計画駐車場で、今回1か所減となるものでございます。

7ページが総括図、8ページが計画図でございます。計画図の黄線で
囲んだ部分が水門川駐車場の位置でございます。

理由書にございます廃止計画につきましては、大垣駅周辺の自動車
駐車場の状況と深く関連してまいりますので、それらの実態と合わせて
ご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

おそれいりますが、お手元に配布させていただいております第1号議
案の補足資料「資料—1」をご覧くださいと存じます。今年度、中

心市街地における総合的な駐車場施策を示す「大垣市駐車場整備計画」の見直しを行いましたので、計画の中から、今回の変更案に関するか所を抜粋し、説明させていただきます。

補足資料の2ページをお願いいたします。大垣駅周辺の自動車駐車場の位置を表した図ですが、水門川駐車場はブロック17の赤色で18番となっておりますが、18番が水門川駐車場でございます。下段の表の25か所の駐車場は時間貸し駐車場の一覧でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。「2. 駐車場施設」にございますように、駐車場整備計画区域内では前回調査をしました平成7年と比較しまして、駐車場全体の収容台数は約2,500台、時間貸し駐車場は約950台増えております。

「3. 駐車場利用状況」でございます。「①市営駐車場利用の推移」といたしまして年間利用台数の推移と1日平均利用台数を収容台数で除した回転率の推移をグラフにしたものでございます。市営駐車場の年間利用台数は駅南駐車場を除き減少傾向にあります。また、短時間の利用が多い駅南駐車場は回転率が高く、そのほかは水門川駐車場をはじめとしまして、全体的に低い傾向にあります。

次に4ページをお願いいたします。「②時間貸し駐車場の利用状況」でございますが、1ページにありました25か所の駐車場を対象に平休日の駐車ピーク時の利用状況を調査した結果でございます。ブロック2やブロック6など、駅直近では駐車利用率が高く、他のブロックの駐車場はピーク時でもかなり余裕があります。市営駐車場のうち特に利用率が低いのは、水門川駐車場で、平日のピーク時で約1割、休日の利用はほとんど観測されていない状況でございます。

次に5ページをとびまして、6ページをお願いいたします。図は、駐車場の需給バランスをあらわしたものでございます。図の括弧内の中の数字は、各ゾーンの路上駐車台数をすべて収容した場合の余力台数を表示しております。Bゾーンの例をとりますと、Bゾーンに路上駐車してあった車がすべて時間貸し駐車場にとめても、まだ542台の余裕があるということでございます。B、D、Eゾーンはかなり余裕がありますが、不足するゾーンもございます。

7ページをお願いいたします。「(2) 供給不足ゾーンにおける対応方針」でございますが、G、H、Lゾーンは商業系も含まれますが、大部分が住居系であり、所定の車庫への駐車、また、Kゾーンは平日より休日の路上駐車が多いことから、観光客などの路上駐車と考えられます。これらの不足するゾーンは、他ゾーンの駐車場への利用促進や、マナー、モラルの向上等の普及啓発活動等により対応可能であり、本市の市営駐車場がある中心市街地では、時間貸し駐車場が多く、全体として収容台数には余裕がある状況といえます。

「(3) ①大垣市駐車場整備の基本方針」といたしまして、市営駐車

場につきましては、新規整備や既存施設の拡張については行わず、需要に対応した施設の統廃合等の再配置等を検討するものとし、必要に応じて既存施設の改善を行うこととします。また、今回見直しをしました市営駐車場の改善計画では、水門川駐車場は機械式のため老朽化が進み、継続して利用するには大規模な改修が必要となりますが、現状の利用率と今後の見通しから新たな公共投資は難しい状況であり、また、近接する東外側駐車場により、水門川駐車場の機能の代替が可能と考えることから、水門川駐車場は廃止について検討する、といたしております。

続きまして8ページが、水門川駐車場の概要と位置図でございます。

続きまして、9ページのグラフ1が水門川駐車場の年間利用台数、グラフ2が1日平均利用台数の推移でございます。平休日ともに駐車場利用率が1割以下という状況が続いております。このような大垣駅周辺の自動車駐車場の調査及び実態によりまして、「大垣市駐車場整備計画」では、水門川駐車場を廃止するものとしており、今回都市計画変更するものでございます。

申し訳ございませんが、議案集に戻っていただきまして、5ページの理由書をご覧くださいと存じます。

大垣市水門川駐車場は面積約580平方メートル、駐車台数180台の都市計画自動車駐車場として、平成2年7月に都市計画決定され、平成3年7月より供用開始されております。大垣駅周辺の再開発事業に伴い駐車需要が高まることを想定して決定された駐車場であり、市街地を中心にピーク時は年間6万台の利用がありました。しかし、都市計画決定後の社会経済の変化により、郊外に大型店舗の立地が進み中心市街地への来訪者が減少したことや車の大型化が進み駐車可能な車が減少したこと等もあり、駐車場利用者も減少し、平成19年度の利用台数は約6千台となっております。こういった状況の対応策といたしまして、定期料金の値下げ、1日料金制の導入などの利用推進をしましたが、改善するには至りませんでした。

大垣市では、このような中心市街地の状況から、これまでの自動車利用を重視したまちづくりのあり方を見直し、将来にわたって中心市街地としての活力を維持、向上できるようなまちの魅力づくりが必要と考えております。「大垣まちなか再生プラン」、「大垣市都市再生整備計画」ではこのような考え方を反映して、人口減少、高齢社会の到来に対応した、中心市街地における「ゆとり」や「うるおい」という面に着目し、ゆったりとすごせる中心市街地の形成を目指しており、自動車交通から、徒歩、自転車や公共交通などの環境負荷の少ない交通手段への転換を推進しております。

また、今年度策定の「大垣市駐車場整備計画」では、駐車場の需給バランスに基づき、需要に対応した施設の統廃合等の再配置を検討するものとしており、水門川駐車場については廃止するものとして位置づけて

おります。水門川駐車場につきましては、このような社会情勢の変化、上位計画に基づき都市計画の廃止を行います。

なお、この変更案につきましては、昨年12月22日に市民説明会を計画いたしましたが出席者はありませんでした。また、本年1月26日から2月9日まで縦覧を行い、2名の方が縦覧されましたが、意見書の提出はありませんでした。

都市計画駐車場の変更につきましては大垣市の決定事項ということでございますので、この審議会でご審議、ご了承いただきました後、知事の同意を得て、決定、告示という手続きにて進めて参りたいと考えております。

以上で第1号議案のご説明を終わらせて頂きます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤垣副会長

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がございましたが、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言願います。

石田委員

どの位の赤字というか、年間経費がどの位で、収益がどの位になっているか。当初は都市計画駐車場として位置づけられているのですが、確かに社会情勢は変化しましたがけれども、年間どの位の負債になっていますか。

事務局
(生活安全課長)

歳出がだいたい1,200万円位でございまして、全体の経費の中に人件費、公債費がございまして、それらを除いた純粋な赤字というのは、平成19年度で約900万円位であったと思います。

石田委員

人件費を除いてですか。

事務局
(生活安全課長)

人件費は按分しますので、人件費を除いてです。

石田委員

機械式で、今のワゴンRですとか軽の大きいものも入らないのですが、それが入るような形に切り替えする試算はされましたか。

事務局
(生活安全課長)

現状維持で、全部改修しまして、だいたい3,000万円位かかると思います。

藤垣副会長

よろしゅうございますか。

石田委員

はい。いいです。

藤垣副会長 近くに東外側駐車場等もありますし、収容はできるということですね。その他に何かございますか。

(発言なし)

藤垣副会長 よろしゅうございますか。それでは、原案を適当と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

藤垣副会長 ありがとうございます。それでは次に移らさせていただきます。

事務局 (都市計画課長) 最初にお断りいたしましたように、次の議案に移ります前に、第1号議案の関係職員の退室をお許しいただきたいと存じます。

藤垣副会長 その件につきましては、審議が終わりましたので、よろしゅうございますね。

(川瀬生活安全課長、高橋生活安全課長補佐 退室)

藤垣副会長 続きます、第2号議案といたしまして、平成21年2月20日付け20都第492号で諮問がございました「大垣都市計画公園の変更について」を議題といたしたいと存じます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (都市施設課長) 失礼します。本日はご苦勞様でございます。都市施設課長の山本でございます。よろしくお申しあげます。

それでは早速でございますが、第2号議案の「大垣都市計画公園の変更」につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料10ページをご覧頂きたいと存じます。審議会への諮問書でございます。

続きます、資料11ページをご覧ください。大垣都市計画公園の変更内容でございます。大垣都市計画公園の中の東公園について、面積を変更しようとするものでございます。種別は地区公園、名称につきましては番号4・4・2、公園名は東公園でございます。位置につきましては、緑園、早苗町1丁目から4丁目、住吉町1丁目から4丁目、鹿島町1丁目から4丁目の各地区で、面積につきまして今回の変更で約7.7ヘクタールから約7.6ヘクタールに変更するものでございます。

変更理由につきましては、現在、東公園の区域内にあります、緑園水

源地を整備するにあたり、水源地の設置に必要な面積約0.1ヘクタールを都市公園の区域から除外する変更を行うものです。なお、後ほど詳しくご説明させていただきます。

続きまして、東公園の位置等をご説明いたしますので、少しとびますが、資料15ページをお開きください。資料15ページは、東公園の位置を示した総括図でございます。

次に、資料16ページをお開きください。今回の計画図でございます。黄色の線が変更前の公園区域となり、区域の左上に緑園水源地、東公園と記載してある間の赤線の区域が今回区域から縮小する区域でございます。

続きまして、資料17ページをお開きください。都市計画変更区域の詳細な図面になります。拡大図の黒枠で囲った部分が、今回除外する区域となります。後ほど、理由書の中でご説明いたしますが、今回の変更で、都市計画公園としての面積は縮小となりますが、水源地施設の一部を地下構造とすることで、整備後の開園面積は増加となります。

お手数でございますが、資料をお戻りいただきまして、12ページをお開きください。今回の変更の理由書でございます。

東公園につきましては、昭和23年12月28日に面積6.1ヘクタールの地区公園として都市計画決定され、その後平成2年に1.6ヘクタールの面積を加えて面積7.7ヘクタールとして都市計画の変更を行い、市民の憩いの場として親しまれております。

今回の変更につきましては、未開園の部分で稼働いたしております緑園水源地の井戸やポンプが46年経過し老朽化が進み、安全、安心な水を市民に供給するための維持管理が困難となっており、また、施設等の耐震性も低いことから施設の改築が急務であります。現在の場所以外の近隣におきまして水源地施設の建設に適した土地の確保は困難であり、現在の東公園の区域内に水源地を整備せざるを得ないため、改築にあわせまして、公園施設としては相入れない管理棟等の区域につきまして、最小限の面積、約0.1ヘクタールの面積を縮小する計画変更を行うものでございます。

整備内容につきましては、水道施設の多くは地下構造とし、地上部を公園として有効活用する方向で整備する予定でございます。現在、未開園となっております区域を新たに開園することにより、都市公園の開園面積の増大につながるものであります。

なお、資料13ページは、東公園の変更前後の対照表でございます。面積が約0.1ヘクタール縮小になります。また、資料14ページは、大垣都市計画公園の変更前後の新旧対照表となります。今回の変更で、地区公園の面積が約0.1ヘクタール縮小となりますので、変更後の大垣都市計画公園の面積は、約71.55ヘクタールとなる予定でございます。

以上が今回の大垣都市計画公園の変更の内容でございます。

次に現在までの経緯および今後の予定につきまして、ご報告させていただきます。本案件につきまして、平成20年12月19日と12月22日に地元4自治会長への説明を実施させていただきました。また、都市計画法に基づく計画案の縦覧を平成21年1月26日から2月9日まで実施しました。縦覧結果としましては、縦覧者が1名ありましたが、意見書の提出はございませんでした。

なお、この計画変更につきましては市の決定事項でございますので、当審議会でご了承承りました後、知事の同意を得て決定告示を行っていく予定でございます。

以上、第2号議案のご説明ございました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

藤垣副会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がございましたが、何かご意見、ご質問がございましたらご発言願います。

岩井哲二委員

水源地の管理棟部分だけを外すということですが、図面で見るとちょうど東西の真ん中から西寄りのようですが、このような中途半端な所でなく、もっとどちらかにずらせないのですか。

事務局

(水道課対策官)

水道課の技術対策官の高木でございます。よろしくお願いいたします。今のご質問につきまして、緑園水源地は、現在稼働しておりまして、その稼働している部分を除いて新しく造ると、造った後、現在稼働している部分を公園施設になるように地下に配水池を設けるといふかたちになりますので、どうしても現在の稼働を確保しながら、新しい施設を造るといふことで、位置がずれるかたちとなっております。どうぞご了承願いたいと思います。

岩井哲二委員

公園としてはすごくいびつな公園のような気がするのですが、何とかならないのですか。

事務局

(都市施設課長)

先ほどご説明させていただきましたが、管理棟部分のみは地上になりますが、あとの西、東の部分につきましては、配水池は地下構造となりますので、地上部につきましては、公園といふかたちで利用していきます。

岩井哲二委員

それは分かっておりますが、公園形態として、公園の東西の真ん中に建物がくるわけで、水源地を確保しなかなければならないことも分かりますが、公園としていびつになりますねという意見を申しあげたのです。

藤垣副会長 稼働を前提とすると、こういうかたちにならざるを得ないというご説明ですね。

車戸委員 岩井委員さんがおっしゃったのは、今、東西の真ん中に南北軸で建物を建てるとのことですが、これを東西に変えてでも、可能ならば比較的影響が少ないので、そういったレイアウト、ゾーニングを検討された結果、これが1番よかったのかというご質問であろうと思うのですが。

事務局
(水道課対策官) 今のご指摘の部分でございますが、多少、東西に管理棟を設けましても、公園の中心部分でどうしても切りかけができるというかたちがございますので、できましたら、現在の建物を有効利用しながら、現在の公園の潰す面積も少なくしたいということで考えております。

車戸委員 それは分かりますが、今、縦にとっているのを、北側に寄せては。既設の物は当然使うので、これは残しておきましょうということですが、水源地と平行に造ってはどうか。そうすると、比較的くぼみの形が変わってきて、少しきれいになるのではないですか。そういうことはご検討されましたか。

事務局
(水道課対策官) 実は今おっしゃられたように、管理棟については、東西に長く、北に寄せるという方法は考えられるのですが、それに合わせまして計画する配水池という池、水を溜める水槽ですが、これが東西に管理棟ができることによって、南の位置にくることになり、そうしますと、既存の競輪施設等、公園にかかってしまいまして、配置等が非常に難しい状況になるわけです。そういった関係で、こういった形状でお願いしたいと思っているわけでございます。

岩井哲二委員 わかりました。

車戸委員 わかりました。

藤垣副会長 よろしゅうございますか。現在、1番西側にある管理棟は取り壊して、最終的には公園部分にするという計画ですね。

笹田委員 もし、今のが公園化した場合は、面積は増えることになるのですか。0.1ヘクタール、今回管理棟を造るために減る訳ですよ。そうすると、今までの既存部分の所が公園化した場合は、またその時に面積が増える手続きをするのですか。

事務局
(都市施設課長)

今、開園面積が1.5ヘクタールでございますので、今回西側の既設水源地を取り壊し、地下に配水池を設けその上を公園にすれば、0.2ヘクタール開園面積がプラスになります。管理棟の部分は0.1ヘクタール減ります。

笹田委員

実際は広くなるのですね。

車戸委員

使える部分は広くなるということですね。

笹田委員

変更前と変更後では、面積が0.1ヘクタール減ることになる訳ですね。

石田委員

前の緑園水源地というのは、都市計画公園決定区域内に建っていたということで理解してもいいのですか。この部分は、都市計画公園から外れていたのですか。今は立ち入りできませんよね。あの部分は、公園の中ですか、外ですか。

車戸委員

要するに地下ならば造ってもいいが、地上に工作物を造る時に、都市計画法でいう公園から外しておかないと建物が建たないというのであれば、今ある建物が何故建っているかということですね。それは、建築基準法上どのようなことになっているか。

事務局
(都市計画課長)

ご指摘のとおり、既存の水源地が建設されておりますのは、新都計法以前の旧都計法時代でございます。建築許可その他の通常53条許可といたします建築許可の事務を大垣市が引き継いだのが平成12年でございますので、それ以前につきましては、大変申し訳ないですが、岐阜県に権限がございまして、制度が運用されておりましたので、詳細は不明です。今回、既存で認められていた部分については、既にあったというご理解の中で、今回は大垣市が決定するにあたり、建築基準法、都市計画法その他を考慮して、除外して建築をすることが適切であると考えております。ご案内のとおり、水道施設も市民にとって非常に重要な施設でございますので、両方が共存できるようにということで、全面的に地上に出してはどうかとか、全て地下に入れてはどうかとか、コストも計算し、その結果、こういう形にさせていただきました。

また、車戸委員のおっしゃるように、位置の確認につきましても、縷々検討したわけですが、最小限の経費ということで、現状をご理解いただけないかということで、今回審議に上げております。

ご質問の趣旨はよく分かりますが、そこに遡ってどうかという話は、調べる時間も必要ですので、ご理解いただきたいと思います。

藤垣副会長 新法にのっとりまして、判断してやるということで、なるべく緑地部分を多くしながら、構造物は少なく、最小限にして影響が出ないような配慮で設計されているという理解でよろしいですね。

車戸委員 より遵法精神にのっとり、整理された。

藤垣副会長 重要な生活の基盤となっている所でございますし、災害にも強い施設にさせていただけるということでございます。
その他、ご質問、ご意見ございますか。

(発言なし)

藤垣副会長 よろしゅうございますか。では、ご了解いただけるということで、よろしゅうございますね。

(「異議なし」との声あり)

藤垣副会長 それでは、原案を適当と認めることといたします。
続きまして、第3号議案といたしまして、平成21年2月20日付け20都第493号で諮問がございました「大垣都市計画ごみ処理施設の名称の変更について」を議題といたしたいと存じます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (都市計画課長) 都市計画課にてご説明を申しあげます。
第3号議案につきましては、資料は18ページから24ページとなっております。議案内容につきましては、20ページからご説明申し上げます。ごみ処理施設でございます「大垣市米野清掃センター」という名称が都市計画ごみ処理施設の名称として残っておりますが、ご案内のとおり、「大垣市クリーンセンター」と名称が変更になっております。施設は、昭和47年に都市計画決定し、現在も使用されております。
22ページをご覧くださいますと、平成7年にごみ処理施設は「大垣市クリーンセンター」ということで、「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」において変更がなされておりました。大変恐縮ですが、名称を変更した当時、都市計画も変更すべきであったのが、変更がなされていなかったということです。今回新たに都市計画のマスタープラン等を作成し、全体の施設見直しをしており、その中で、クリーンセンターという名称に合わせて名称変更をしたいと存じます。名称以外の変更はございません。23ページの総括図、24ページの計画図、いずれも名称を黄

色で記載のものから赤色のものに変更するというものでございます。

これは、軽微な変更に該当いたしますので、案の縦覧及び県知事の同意は不要ということになっております。今後、この審議会でご了承いただけました後には、市で都市計画決定の告示を行い、県知事への図書送付という手続きになると思います。

名称を遅ればせではございますが、条例に合わせたいということでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

藤垣副会長

事務局から説明いただきましたが、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言願います。

(発言なし)

藤垣副会長

よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

藤垣副会長

では、名称の変更を遅ればせながらさせていただくということでございます。ご了解いただいたものといたしたいと思っております。

ただいまご審議いただきました3件の議案につきましては、後日、事務局を通じまして、市長さんに原案を適当と認める旨を答申いたしたいと存じます。慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

本日予定されている議案は以上でございますが、事務局から何か報告事項等がございましたらお願いいたします。

事務局

(都市計画課長)

前回の審議会におきまして、皆様方には、近藤部長からも申し上げましたが、大垣市景観計画(素案)についてご審議をいただいたと存じます。慎重なご審議誠にありがとうございました。この度、大垣市景観計画の策定がなされましたことで、今年4月からは、都市計画審議会と都市景観審議会を統合する中で、いわゆる都市計画の一部に景観は元々入っているわけでございますが、審議会の改編、合理化といったことを現在検討させていただいております。3月の市議会に条例改正案を上程させていただく予定でございます。

この改正案におきましては、皆様方には引き続き審議会の委員としてご協力をお願いする予定でございます。新たに景観部分に関連する委員さんを加えさせていただき、本市の都市計画、景観といったことを総合的に審議する審議会にしていきたいと考えておりますので、ご報告させていただきます。

なお、新しい審議会等につきましては、条例が議決されました後に、また皆様にご案内をさしあげたいと存じますので、よろしくお願いしま

す。

藤垣副会長

ありがとうございました。
その他、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言願います。

(発言なし)

藤垣副会長

よろしゅうございますか。ありがとうございました。
それでは、これをもちまして審議会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。

(閉会時刻 午後 1 3 時 5 0 分)

大垣市都市計画審議会

副 会 長

会議録署名者

会議録署名者